

平成30年4月1日から

違反対象物公表制度が始まります。

違反対象物公表制度とは

消防法令に関して重大な違反がある建物について、その建物の情報をホームページで公表することにより、建物を利用する市民等が自ら防火安全性の判断ができるようにするための制度です。

公表対象となる建物の用途は

映画館、スーパーマーケットやホテルなど不特定多数の方が利用する建物で、消防法令上「**特定防火対象物**」とされているものが対象になります。

*「特定防火対象物」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げる（1）項から（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項、（16の3）項に該当するものです。（詳細は別紙）

公表対象違反は

特定防火対象物において、消防法令の定めにより設置しなければならない**屋内消火栓設備**、**スプリンクラー設備**又は**自動火災報知設備**が設置されていない重大な消防法令違反です。

公表方法は

消防職員が行う立入検査により公表対象違反を確認し、その結果を関係者に通知した日から14日経過しても、なお確認した公表対象違反が認められる場合に**市（消防局）ホームページ**で公表します。

公表内容は

公表対象違反が認められた**建物の名称**、**所在地**及び**違反の内容等**を公表します。

防火対象物の関係者の皆様へ

次のように所有・管理する建物を変更する場合には、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

- 増築や改築、隣接建物との接続を行う場合
- 飲食店、物品販売店、診療所などの用途が新たに入居する場合
- 窓などの開口部をふさぐ、窓にフィルム等を貼付する場合

☎このような変更によって、新たに消防用設備等の設置義務が発生する場合があります。

【問合せ】

伊丹市消防局予防課 ☎ 783-0799 ・ 伊丹市東消防署 ☎ 772-0119 ・ 伊丹市西消防署 ☎ 783-0124

特定防火対象物（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1より抜粋）

(1) 項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2) 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗 等
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗 等
(3) 項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4) 項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5) 項イ		旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6) 項	イ	病院、診療所又は助産所
	ロ	(1)老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）等 (2)救護施設、(3)乳児院、(4)障害児入所施設、(5)障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）等
	ハ	(1)老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター等 (2)更生施設、(3)助産施設、保健所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭センター等 (4)児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設、(5)身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(9) 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16) 項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2) 項		地下街
(16の3) 項		建築物の地階（（16の2）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）